

# 監査委員会による経営監視の有効性の改善 －ブルーリボン委員会報告書を中心として－

富山職業能力開発促進センター 小森清久

Improvement of the Validity of the Management Surveillance by the Audit Committee  
– It centers on the Blue Ribbon Committee Report –

Kiyohisa KOMORI

**要約** SECは、ブルーリボン委員会を設置し、1999年2月に、報告書「監査委員会の有効性向上に関するブルーリボン委員会の報告と勧告」を提出した。この報告書は、SEC, NYSE及びNASDが現行規制を見直していくべきことを提言した「改善勧告」と、監査委員会と経営者、外部監査人との役割分担と協調に関わる「ベストプラクティス」とに分かれている。この内、「改善勧告」では、監査委員会の独立性強化、有効性向上、そして経営者や外部監査人とのコミュニケーション強化の必要性を訴えている。監査委員会と経営者、内部監査人、そして外部監査人との連携と協調があってはじめて開示性と透明性に優れたコード・ガバナンスが実現できるからである。

わが国においても、平成14年5月の商法改正において、株式会社の経営方法の多様化および経営の合理化を図ることを目的として、いわゆる委員会等設置会社を認めた。これは、執行役に業務執行の決定権限を大幅に委任することを認め、迅速な意思決定を可能にするとともに、取締役会ならびに監査委員会による執行役の業務執行に対する監督を業務執行と分離することで、株式会社の経営監視・監督機能の充実を実現させようと意図しているのである。

## I はじめに

アメリカにおいて監査委員会は、取締役会によって設置され社外取締役で構成される委員会であり、主に、(1) 財務諸表作成手続の定期的な監視、(2) 会計監査を行う公認会計士の選解任、(3) 会社の業務が適法に行われることを確保するための社内コントロール体制の監督を任務とする。かかる経営者の監視という重要な任務を遂行するために監査委員会の構成員全員が、社外取締役であり、かつ独立の取締役であることが要求されるのである。

ところで、1990年代半ば以降、好況が続いたアメリカ証券市場において、株価の維持・上昇のために企業の経営陣は適法性の枠ぎりぎりの強引な会計処理を行うようになり粉飾まがいの決算が横行した。このよう

な風潮に警鐘を鳴らしたのが当時の証券取引委員会(the Securities and Exchange Commission –以下SECと称する)のArthur Levitt委員長である。

1990年代後半に行われた、監査委員会を強化し経営者に対する監視を強化するための規則の改正は、Arthur Levitt委員長が1998年9月にニューヨーク市立大学において行った「The Numbers Game (数合わせのゲーム)」と題する講演が契機となって進められた<sup>注1</sup>。この講演においてArthur Levitt委員長は、企業の決算数値操作の不当性を説き、その対策として監査委員会による監視の強化を含む一連の措置を提言したのである。

この提言に基づいてSECは、監査委員会の有効性の改善という課題についてニューヨーク証券取引所(the New York Stock Exchange – 以下NYSE

と称する) および全米証券業協会 (the National Association of Securities Dealers—以下NASDと称する) に働きかけ、NYSEとNASDの諮問機関としてブルーリボン委員会 (Blue Ribbon Committee) を設置させた<sup>注2</sup>。

そして、1999年2月にNYSEおよびNASDに対する報告書「監査委員会の有効性向上に関するブルーリボン委員会の報告と勧告」(Report and Recommendations of the Blue Ribbon Committee on Improving The Effectiveness of Corporate Audit Committees) を提出した。これに基づきNYSEとNASDは上場規則の改正を行い1999年12月にSECの承認を受けた<sup>注3</sup>。

ブルーリボン委員会報告書は、その後のコーポレート・ガバナンス論議に多大な影響を与えたので、以下概観していくことにする。

## II 報告書の概要

この報告書は、SEC、NYSE及びNASDが現行規制を見直していくべきことを提言した「改善勧告」と、監査委員会と経営者、外部監査との役割分担と協調に関わる「ベストプラクティス」とに分かれている。

報告書の趣旨については次のように述べられている。「監査委員会の行動に関する勧告は、取締役会全体の実践と姿勢に基礎を置かなければならぬ。したがって法律が要求するとおり、取締役会は企業に投資する人々の受託者として積極的で独立した監督を行わなければならない、ということを認識している現代的な取締役会の態度を理解し採用するようわれわれは取締役会に促したい。取締役会のメンバーになるということは、もはやアメリカ企業社会における成功者に対する報酬ではない。今日、取締役であるためには適切な行動と能力を必要とし、時間と配慮が要求される。」<sup>注4</sup>と。

続けて、取締役をどう評価すべきか、については次のように述べられている。

「取締役に対する評価は、単にその法律上の要件を満たすか否かではなく、より重要なことは取締役の姿勢、そしてその責任の自覚と理解をいかに実践に移すかという点にある。取締役は単に議題を通過させるだけなのか、あるいは経営の方針にのみ依拠せずに、何らかの形の独立した主導権を持つことによってその重要な役割の認識を示したか。取締役は自己の機能のためにガイドラインあるいは運営手続きを定めたか。社外取締役だけで、経営や会社の実績と戦略を評価す

るための定期的会合を行っているか。取締役は、個々の取締役と取締役会全体の評価を行っているか。これらの自主的に作成した評価尺度によって取締役が自覚し独立し、専門的によく機能しているか、あるいは少なくとも経営陣から独立しようと努力しているかを推定することができる。なぜならこれらの兆候は取締役が受動的なものから能動的なものへと変化していることを示しているからである。」<sup>注5</sup>

そして、取締役会内の委員会の一つであり経営者を監督する監査委員会については次のように述べている。「取締役会が適切に機能していれば、監査委員会も良好なものとなるが、取締役会が機能障害を起こしていれば、監査委員会がそれより優れたものになるのは難しい。すべての監査委員会に対して、われわれは单一の適切な監督の雛型を提示することは不可能である。取締役会が行う経営管理に唯一の雛型というものがあり得ないように、すべての監査役会に適合する雛型というものもない。各々の監査委員会は幅広いパラメーターの中で、自己と当該企業に適したガイドラインを開出し作成しなければならない。

監査委員会のガイドラインの進展は、財務報告の監督に関する管理プロセス全体の中で監査委員会を位置付けすることから始まる。監査委員会の役割は監督と監視であり、財務諸表の作成は監査委員会の役割ではないので、財務諸表の作成やそれに関連する職務について財務担当役員と外部監査人に依拠して行動する。したがって財務報告に責任を持つ主な3グループ、すなわち監査委員会を含む取締役会全体、内部監査人を含む財務管理部門、そして外部監査人が3本の矢を構成するときに、よく機能する適切なシステムが存在し得る。そしてこの中で監査委員会が最終的監視者になるので、監査委員会が3者の中心にならなければならない。」<sup>注6</sup>

また、この報告書の特徴について「われわれは、開示と透明性が投資家から見た、優れたコーポレート・ガバナンスの第1の特徴となったことに気が付く。企業が資本にとって魅力的であるためには取締役会が企業の真の財務実績とガバナンスについて開示と透明性を保証しなければならない。会計操作は短期的応急措置にはなるかもしれないが長期的信頼の基礎とはならない。

したがって、われわれの勧告は、2つの基盤の上に構築される。すなわち、第1は取締役会が具体化した職業意識を反映させた現実的実践と全体的実績を持つ監査委員会の存在、そして第2は開示と透明性と受託

責任を強調した法律、規制、自己規制のフレームワークである。」<sup>注7</sup>と述べている。

### III 勧告内容

それでは勧告の内容を順次見ていくことにする。  
(勧告1) および (勧告2) は監査委員会の独立性強化について規定している。

#### (勧告1)

監査委員会委員の選任資格について、NYSEとNASDが以下の定義を採用すること（資本市場からの資金調達が200百万ドル以上の会社に対してのみ適用される）。

- ・過去5年間、当該企業・関連会社に雇用されていなかったこと。
- ・取締役としての役務報酬および適格年金以外の報酬を受け取っていないこと。
- ・直系親族が過去5年間当該企業（関連会社を含む）に執行役員として雇用されていないこと。
- ・過去5年間当該企業と重要な金額の取引のある企業の支配的株主、パートナー、執行役員でないこと。
- ・当該企業の執行役員が報酬委員会委員となっている他の会社の執行役員ではないこと。<sup>注8</sup>

#### (勧告2)

社外取締役のみで監査委員会を構成することを、NYSEとNASDが上場企業に要求すること（資本市場からの資金調達が200百万ドル以上の会社に対してのみ適用される）。<sup>注9</sup>

(勧告3)、(勧告4)、(勧告5) は監査委員会の有効性向上を意図している。

#### (勧告3)

監査委員会は財務理解力のある3名以上の取締役で構成すること。そのうち1名は会計または財務管理の専門知識を持つこと（資本市場からの資金調達が200百万ドル以上の会社に対してのみ適用される）。<sup>注10</sup>

#### (勧告4)

監査委員会の責任範囲と構成・プロセス・委員適格要件を定めた正式書面の憲章を取締役会の承認を得て採択し、年1回その妥当性を再評価することをNYSEとNASDが上場企業に要求すること。<sup>注11</sup>

#### (勧告5)

SECの監督下にある企業の監査委員会は、年次株主総会の委任状説明書で、正式な監査委員会憲章を採択

したか、また憲章に基づき責任を果たしたかを開示しなければならない。少なくとも3年に1回、年次報告書、委任状説明書で監査委員会憲章の開示が必要であることをSECが要求すること。<sup>注12</sup>

(勧告6) から (勧告10) までは経営者、外部監査人、監査委員会の三者の受託責任メカニズムについて述べている。

#### (勧告6)

外部監査人は、株主代表である取締役会と監査委員会に対し最終的に受託責任を負うことと、取締役会と監査委員会が外部監査人を選出し評価し交替させる最終的権限と責任を持つことを監査委員会憲章で定めることをNYSEとNASDが上場企業に上場規則で要求すること。<sup>注13</sup>

#### (勧告7)

監査委員会は、毎年、外部監査人から独立性に関する正式な文書を受け取る責任を負うことと、積極的な対話を通じて外部監査人の独立性を確かめることによって外部監査人の独立性にも責任を持つことを監査委員会憲章で定めることをNYSEとNASDが上場企業に要求すること。<sup>注14</sup>

#### (勧告8)

企業の財務報告に適用された会計原則とその質についての下記事項を、外部監査人がどのように判断したかについて監査委員会と外部監査人が協議する必要があることを一般に公正と認められる監査基準（Generally Accepted Auditing Standards—GAAS）で要求すること。

- ・財務ディスクロージャーの明瞭性
- ・会計基準の適用や見積もりが保守的か攻撃的か
- ・その他の財務ディスクロージャーに関連する経営者の重要な判断<sup>注15</sup>

#### (勧告9)

SECは各企業に下記の各号を開示する監査委員会からの書簡を、株主用年次報告書とForm10-k年次報告書（わが国の有価証券報告書に相当する－筆者注）に含めるよう要求すること。

- ・監査済み財務諸表について経営者が監査委員会と一緒に、適用される会計原則の質や、財務諸表に影響する重要な判断についての検討をしたか。
- ・外部監査人と監査委員会が、外部監査人の監査判断について協議したか。
- ・監査委員会のメンバーは委員会の中で、経営者や外部監査人抜きで、監査委員会に提示された上記

1,2の情報を検討したか。そして、財務諸表が会計原則(Generally Accepted Accounting Principle—GAAP)に準拠して公正に作成されていると考えるか。<sup>注16</sup>

#### (勧告10)

SECは、企業がform10-Qレポートを提出する前に、外部監査人がSAS71号の四半期財務レビューを行う必要があることを企業に要求すること。そしてそれは、外部監査人と監査委員会の討議を経て修正されるべきであること。<sup>注17</sup>

ブルーリボン委員会は、このように各勧告を個別に発表しているが、勧告の意図した結果を達成するためには、勧告すべてを統合的に採用すべきであると考えている。特に株式公開会社に対するいくつかの勧告は、負担が過重にならないよう小規模組織に対する除外が予想されているが、当委員会は規模の大小を問わずすべての会社に勧告が受け入れられることを要望している。同様に多くの勧告がNYSEとNASDが採用している上場基準の変更を提案しているが、当委員会は上場基準に対するこれらの修正案が主な米国証券市場すべてで検討されることを望んでいる。

## IV ベストプラクティスのための諸原則

以上のような勧告を行った後、監査委員会のベストプラクティスのための原則を次のように示している。まず総論的に、「監査委員会の固有の職務は、まず最初に、取締役会全体に、さらにまた監査委員会メンバーの姿勢に依存している。もし監査委員会が監視の役割に精励すべし、と決められているならば適確な行動感が後からついてくるだろう。監査委員会がいかに経営を指揮していくかの詳細はそれぞれの会社で自己決定されるべきである。めいめいの会社はそれぞれ独特的環境（業態、競合環境、営業循環過程、営業リスク）を有しているので監査委員会の実践はおのずと変化する。この変化の必要性が認識されることによって、そしてそれが独自に妥当な政策としてうまく捉えられることによって、監査委員会メンバーは責任を果たすことができる。その結果この過程は監査委員会にとってすばらしい訓練となる。

それゆえ、当委員会は、すべての監査委員会が忠実であるべき多くのベストプラクティスを明記する代わりに、ベストプラクティスのための「原則の手引き」

の要点を述べる。当委員会は以下の原則を会社独特の過程と実践を工夫するために提供したい。」<sup>注18</sup>と述べている。

それでは、原則を順次見ていくことにする。

(原則1) では、監査プロセス全体の監視は監査委員会の主要な役割であることが次のように述べられている。<sup>注19</sup>

- ・監査委員会は、財務情報開示、会計実践についてその正確性や質を保証する役割を果たすことを期待されはおらず、またその能力もない。
- ・正しい財務報告や監査の実施は、常勤の経営管理者、内部監査人、そして外部監査人の役割である。
- ・監査委員会は、経営管理者が適切な内部統制を構築、運用していることを確かめなければならない。
- ・監査委員会は、内部監査人が会計実務と内部統制の客観的検討をしていることを確かめなければならない。
- ・監査委員会は、外部監査人に対しては独立した立場から経営管理者、内部監査人の実務の検討をしているか確かめなければならない。
- ・これらの各部門の協調関係を有効なものにするためには、関係者がそれぞれ相互の役割、責任について共通の理解を持つようにすべきである。
- ・監査委員会は、各部門がその役割を十分に果たしているかどうかを監視するために、当該会社の実情に応じた適切な質問を準備し調べていくべきである。

(原則2) では、監査委員会と内部監査との間の独立したコミュニケーションと情報交換の重要性が次のように述べられている。<sup>注20</sup>

- ・有効な内部統制システムは適正な財務報告の基本前提である。
- ・そしてその構築・運用の責任は経営管理者にあり、その有効性に関する評価は内部監査人がしなければならない。したがって内部監査人は経営管理者に雇われている従業員でありながら経営者の行為を客観的に評価するという、独立性に弱みがある独特な地位にあるといえる。
- ・この弱みを克服するために、内部監査人と監査委員会との間で、経営管理者が同席しない会議を定期的に行ったり、極秘レポートなどを通して経営の問題点を報告したり、検討したりすることが重要である。
- ・経営管理者も情報開示義務があるから、開示を促進させなければならない。

(原則3) では、監査委員会と外部監査人間の独立した意思疎通と情報交換の重要性が次のように述べられている。<sup>注21</sup>

- ・監査委員会は、外部監査人の実施した監査に依存するところが大であるので、外部監査人の客観性と信頼性の確保のために追加的、自発の方策を実施すべきである。
  - ・内部統制や経営管理者そして内部監査人の評価や、財務諸表の質と信頼性におけるそれぞれの影響を確かめるために外部監査人との極秘の意思疎通と情報交換が重要である。
  - ・外部監査人にGAASによって開示が要求される情報を監査委員会に提供させることを確実にすべきである。それによって経営管理者と内部監査人の客観的かつ批判的分析を評価する文化が推進できる。
- (原則4) では、質への影響や判断への関わりに係する経営管理者と内部監査人と外部監査人の率直な討論が重要であることが次のように述べられている。<sup>注22</sup>
- ・監査委員会は、経営管理者や内部監査人や外部監査人から提供される情報に大きく依存しているので、監査委員会は三者との対話を育成することが必須である。
  - ・経営管理者は、監査委員会に全体的な経営環境やリスクそして内部統制システムについて知らせ、会社の財務諸表の説明を提供しなければならない。
  - ・監査委員会は、すべての必要かつ適切な情報を入手できるよう内部監査人や外部監査人を雇うべきである。たとえば、必要に応じて独立した法律顧問や財務アドバイザーを雇っておき監査委員会を助けさせるべきである。

(原則5) では、監査委員会メンバーには勤勉で知的な人間が就任しなければならない、などと監査委員会の有効性確保のための諸策が述べられている。<sup>注23</sup>

- ・監査委員会の全メンバーには独立性と財務基礎知識に関する資格要件が要求される。
- ・監査委員会の全メンバーは、勤勉で知的的で、ひたむきで仕事に興味があり、監査委員会の責任、加えて取締役会の責任に対する時間と気力が十分な人材でなければならない。
- ・監査委員会のメンバーには他の取締役よりも高額な報酬を与えるべきである。
- ・監査委員会は、メンバーがメンバーに相応しい経歴や知識基盤を持ち、会計や財務の意義ある発展に関して最新の知識を持ち続けることを確実にするための訓練と教育のプログラムを考えるべきで

ある。

- ・監査委員会メンバーはお互いに弱点を分析しなければならない。知識や技能におけるメンバーのギャップについての意見を経営管理者や内部監査人、そして外部監査人に尋ねてもよい。
- ・監査委員会メンバーは時間的負荷が大きいので、任期を設定し取締役が交替で担当する方法も検討されてよい。

## V SEC規則の改正

ブルーリボン委員会の勧告に対応したSEC規則の改正が1999年12月に行われた。

この改正では、第一に、四半期財務諸表をSECに提出する前に公認会計士が当該財務諸表をレビューすべきことを要求した<sup>注24</sup>。これにより不適切な会計処理を未然に防止しやすくなることが期待される。

第二に、以下の情報を開示する監査委員会の報告書を、年次株主総会の議決権代理行使委任状勧誘書類に含めることを要求した。<sup>注25</sup>

- ・監査委員会が経営者とともに、監査済み財務諸表について検討し議論をしたか否か。
- ・監査委員会が監査基準（AU Section 380）により議論することが要求された事項につき社外監査人と議論をしたか否か。
- ・監査委員会は独立性基準委員会により要求される開示書類を社外監査人から受け取り社外監査人の独立性について議論したか否か。
- ・前記の経営陣、社外監査人との検討および議論に基づき監査委員会が取締役会に対して監査済み財務諸表をSECに提出すべき会社のForm10-kに含めることを勧めるか否か。

第三に、SECは、監査委員会規約について、会社が年次株主総会議決権代理行使委任状勧誘書類において、監査委員会が監査委員会規約によって規定されているか否かを開示するとともに、3年に1回以上監査委員会規約を議決権代理行使委任状勧誘書類に添付することを要求した。<sup>注26</sup>

## VI 監査基準の改正

ブルーリボン委員会の勧告にしたがってSECが規則の改正を行ったのみならずNYSEとNASDも監査委員

会の構成・資格要件、独立性の強化など勧告内容を取り入れた形で各上場規則を改正した。

一方、監査基準も勧告8に対応して改正された(AU Section 380)。この基準では、財務報告プロセスの監視に責任を有する監査委員会と会計士とのコミュニケーションを扱っている(para.1)。そして財務報告プロセスを監視する監査委員会を支援するような監査の範囲及び結果に関する情報を監査委員会が受け取ることを会計士が保証するように求めている(para.2)。そのコミュニケーションは口頭でも書面でもよいが、実施の時期は監査報告書の提出前がよい(paras.3,4)としている。経営者にとって監査委員会とコミュニケーションを取ることは有意義なことである(para.5)と述べ、GAASに従って行われる監査は、監査委員会が関心のある内部統制の評価や重要な虚偽記載がないことを対象とするが、監査は財務諸表について合理的保証を得るために行われ絶対的なものではないことを理解する必要がある(para.6)としている。会計士は、監査委員会が重要な会計方針の選択や変更について、さらには特定の微妙な会計上の見積もりとその妥当性について、会計士の結論の基礎について説明しなければならず(paras.7,8)、会計士は企業の財務報告プロセスに重要な影響を及ぼす監査の修正事項について監査委員会に報告しなければならない(para.9)。会計士は監査済み財務諸表に含まれている情報についての責任、実施した手続き、その結果について監査委員会と討議すべきであり、監査委員会とその財務報告に適用された会計方針の受容性だけでなく質についても討議すべきである(para.11)。企業の特定の状況や事象、および会計上の見積もりの経営者の判断の基礎への会計原則適用について経営者と意見の不一致が起こり得るし、監査の範囲、財務諸表の開示、監査報告書の用語でも不一致があり得る。この場合、会計士は監査委員会と討議しなければならない(para.12)。経営者が監査や会計事項について他の会計士に相談する場合は、会計士は彼の見解を監査委員会と討議すべきである(para.13)し、会計原則や監査基準の適用について経営者と討議した重要な問題は監査委員会とも討議すべきである(para.14)。会計士は、監査の実施に関して経営者との間に生じた重大な障害を監査委員会に知らせるべきである(para.15)と規定しているのである。

以上見たとおり、監査基準(AU Section 380)は、ブルーリボン委員会の勧告を受け入れて、会計士が監査委員会と十分コミュニケーションを取る必要性を力説していることが分かる。

## VII むすび

1990年代後半に行われた監査委員会に関する規則の改正は、当時のSECのArthur Levitt委員長が、企業の決算数値操作の不当性を説き、その対策として監査委員会による監査の強化を含む一連の措置を提言したことから始まる。

この提言に基づいてSECは、NYSEとNASDの諮問機関としてブルーリボン委員会を設置させ、1999年2月にNYSEおよびNASDに対する報告書「監査委員会の有効性向上に関するブルーリボン委員会の報告と勧告」が提出された。この報告書に基づきSEC,NYSE,NASDは上場規則の改正を行い、監査基準(AU Section 380)も勧告8に対応して改正されたのである。

これらの諸改正に共通しているものは、(1) 監査委員会の独立性強化であり、(2) 委員適格要件の明確化であり、(3) 監査委員会と経営者、内部監査人、外部監査人との連携の大切さである。

監査委員会は自ら監査をするわけではないため、内部統制システムの構築、運用責任がある経営者が正しい財務報告をしているかを実際に監査を担当する内部監査人、外部監査人の監査実施状況を監視することによって監査委員会の職務が達成されることから、とりわけ(3)が重要になってくる。監査委員会と経営者、内部監査人そして外部監査人との連携と協調があつてはじめて開示と透明性に優れたコーポレート・ガバナンスが実現できる、と筆者は考えるのである。

### [注]

注1 この講演の中で、Arthur Levitt委員長は、企業が利益数値を不正に大きく作り出している現実を次のように指摘して財務報告の誠実性に警鐘を鳴らしている。「私は、ウォール街の求める期待収益というものが、常識としてのビジネス慣習を躊躇しつつあることに、大いなる懸念を有するに至った。あまりにも多くの企業管理者、会計士、証券アナリスト達が、うなずいたりウインクしたりしながらこの利益創出ゲームに参加している。予想決算数値を満足させたり、順調な収益見通しを立てることに熱心な余り、誠実なディスクロージャより希望的観測を発表するほうがよしとされる傾向が強くなっている。この結果として、収益の質が劣化しつつあり管理が操作に変質しつつあ

り、誠実性は錯覚に変わりつつある。」(月刊「監査役」No.452 p.183)

注2 ブルーリボン委員会は、SEC, NYSE, NASDが監査委員会の役割強化に関する勧告を行うため、各分野の財務関係者11名で作られた諮問委員会である。座長は元国務長官代理のJohn C.Whitehead氏とコーポレート・ガバナンスの専門家であるIra M.Millstein氏である。その他に、前アメリカ会計検査院(GAO)長官、民間大企業の最高経営責任者(CEO)や最高財務責任者(CFO)そして、NYSEの取締役会会长兼CEOやNASDの取締役会会长兼CEO、大監査法人のCEOなど、政府元高官、証券業界代表者、会計専門家代表、民間企業代表などから構成され、委員会の勧告が企業に受け入れられやすい体制が取られている。

注3 Securities and Exchange Commission, Exchange Act Release No.42233 (1999) ("NYSE Rules")  
Securities and Exchange Commission, Exchange Act Release No.42231 (1999) ("NASD Rules")  
Securities and Exchange Commission, Exchange act Release No.42232 (1999) ("AMEX Rules")

注4 Report and Recommendations of the Blue Ribbon Committee on Improving The Effectiveness of Corporate Audit Committees p.6

注5 Ibid.p.6

注6 Ibid.p.7

注7 Ibid.p.7

わが国においては、平成14年3月18日に国会に提出され5月29日に公布された「商法等の一部を改正する法律案」は、株式会社の経営方法の多様化および経営の合理化を図ることを目的として、商法特例法上の大会社およびそれ以外の会社で定款をもって会計監査人の監査を受ける旨を定めた会社に、委員会を設置することを認めた。委員会等設置会社においては、基本的に取締役会の構成、権限等については従来どおりであるが、取締役3人以上で構成される監査委員会、指名委員会、報酬委員会が設置される。そして、取締役会が、執行役に業務執行の決定権限を大幅に委任することを認め、迅速な意思決定を可能にすると同時に、取締役会ならびに監査委員会による執行役の業務執行に対する監督をこれと分離することで、株式会社の経営監視・監督機能の充実を実現しようとしているのである。

注8 Report and Recommendations of the Blue Ribbon

Committee on Improving The Effectiveness of Corporate Audit Committees p.10-11

注9 Ibid.p.11-12

注10 Ibid.p.12

注11 Ibid.p.13

注12 Ibid.p.13

注13 Ibid.p.14

注14 Ibid.p.14

注15 Ibid.p.15

注16 Ibid.p.15-16

注17 Ibid.p.16

注18 Ibid.p.37

注19 Ibid.p.38-39

注20 Ibid.p.39-40

注21 Ibid.p.40-41

わが国でも日本公認会計士協会が、平成16年2月17日に『監査役若しくは監査委員会又は監査委員会とのコミュニケーション』と題する監査委員会報告書第26号を公表している。その中において、コミュニケーションの対象とする事項には下記のものがあることを明らかにしている。

- (1) 監査契約締結前に経営者と協議した重要な事項
- (2) 監査人の監査計画に関する事項
- (3) 内部統制に関する事項
- (4) 重要な会計方針に関する事項
- (5) 財務諸表に重要な影響を与える会計上の見積もりに関する事項
- (6) 重要な偶発事象及び後発事象に関する事項
- (7) 不正、誤謬又は違法行為に関する事項
- (8) 繙続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に関する事項
- (9) 財務諸表又は監査報告書に重要な影響を及ぼす事項で、経営者と合意に至っていない事項
- (10) 監査報告書における除外事項又は追記情報に関する事項

注22 Report and Recommendations of the Blue Ribbon Committee on Improving The Effectiveness of Corporate Audit Committees pp.41-43

注23 Ibid.pp.43-44

注24 SEC "Audit Committee Disclosure" III A p.5

注25 Ibid III B p.6

注26 Ibid III C p.8